

# まん延防止等重点措置に係る対策について



【期間】令和3年8月20日(金)～9月12日(日) (24日間)

【根拠】新型インフルエンザ等対策特別措置法 (第24条第9項、第31条の6)

○重点措置を講じるべき区域 (措置区域) : 富山市

○県独自で時短要請などの措置を構じる区域 : 県内全域 (富山市を除く)

対象区分	富山市(措置区域)	県内全域(富山市を除く)
1 飲食店等	午後8時までの時短営業、 酒類提供の終日自粛などを要請	午後8時までの時短営業を要請 (酒類提供は午後7時まで)
2 集客施設	午後8時までの時短営業、大規模商業施設や 百貨店地下食品売場の入場制限などを要請	午後9時までの時短営業を依頼
3 催物(イベント等)	参加人数の制限(上限5000人)を要請	
4 事業者	在宅勤務等の活用による出勤者数の7割削減などを依頼	
5 県民	不要不急の外出・移動の自粛、感染防止対策の徹底を要請	

# 飲食店等への営業時間短縮要請

【要請期間】 8月20日(金)～9月12日(日) (24日間)

【対象施設】 飲食店営業許可または喫茶店営業許可(食品衛生法)を受けている店舗  
※対象外施設: テイクアウト専門店、イトインなど

要請期間	8月20日(金)～9月12日(日)	
対象地域	富山市(措置区域)	県内全域(富山市除く)
営業時間	午前5時～午後8時	午前5時～午後8時
酒類提供	提供を自粛(終日) (利用者による店内持込みを含む)	午後7時まで
カラオケ設備※	利用自粛(終日)	特に制限なし
根拠法令	法第31条の6第1項	法第24条第9項

※飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備

※期間中、時短要請への協力と感染防止対策の徹底を飲食店等に呼び掛けるため、[見回り活動を実施](#)

# 県民の皆様への要請①

## ○県民の皆様への要請（法24条第9項、法31条の6第2項）

- 日中も含めた**不要不急の外出・移動の自粛**
- やむを得ず外出する必要がある場合にも、**極力、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避け、マスクの適切な着用、こまめな手洗いや手指消毒の徹底などの基本的な感染防止対策を徹底すること。**
- **都道府県間の不要不急の移動、特に緊急事態宣言地域との往来は極力控えること。**

# 県民の皆様への要請②

## ○特に飲食の際は、

- 感染対策が徹底されていない、又は営業時間短縮の要請に応じていない施設や飲食店等の利用は控えること。
- 時短要請した時間（午後8時）以降は、飲食店等にみだりに出入りしないこと。
- 飲食店等を利用する際は「富山県新型コロナ安心対策飲食店」を利用し、飲食店等が実施している感染防止対策に協力すること。
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと。

# 県民の皆様への改めてのお願い

- **家庭内感染の防止**のため、自宅でも換気を徹底し、会食を行う場合は間仕切り等の飛沫防止対策の徹底を図ってください。
- **普段会っていない家族や親戚、友人との会食**があった場合は、2週間は体温チェック等の健康管理に努め、勤務先や学校等での感染防止対策の徹底に努めてください。
- **体調不良時**は出勤や登校、外出等を控え、速やかに医療機関に受診してください。
- ワクチン接種後も引き続き、マスクの着用や不要不急の外出、会食は控えてください。